

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月19日

【事業年度】 第3期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社東理ホールディングス

【英訳名】 Tori Holdings CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 村 康 廣

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番5号

【電話番号】 03(3548)1014(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 忍 田 登 南

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番5号

【電話番号】 03(3548)1014(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 忍 田 登 南

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第3期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は利益還元の基本方針として、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考え、業績や将来の資金需要等を総合的に勘案しながら、継続的に安定した配当を目指しております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。投資事業等によって得られた収益を再投資することにより、収益の更なる拡大に寄与することが、当社の企業価値向上につながると同時に、継続的な配当の実施が株主の皆様への利益に合致するとの認識のもと、連結当期純利益の25%相当額を配当性向としつつ、その水準の維持・向上に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、一株当たり20銭としております。内部留保資金の使途としては今後の事業展開への備えと投入していくこととしております。なお、当社は中間配当できる旨を定款で定めております。

（訂正後）

当社は利益還元の基本方針として、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考え、業績や将来の資金需要等を総合的に勘案しながら、継続的に安定した配当を目指しております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会であります。投資事業等によって得られた収益を再投資することにより、収益の更なる拡大に寄与することが、当社の企業価値向上につながると同時に、継続的な配当の実施が株主の皆様への利益に合致するとの認識のもと、連結当期純利益の25%相当額を配当性向としつつ、その水準の維持・向上に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、一株当たり20銭としております。内部留保資金の使途としては今後の事業展開への備えと投入していくこととしております。なお、当社は株主への機動的な利益還元を行うため中間配当できる旨を定款で定めております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<省略>

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。

(訂正後)

<省略>

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであり
ます。

②剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法454条第5項の規程に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることが
できる旨定款に定めております。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、
株主への機動的な利益還元を行うことを目的にしたものであります。

(8) 取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

(9) 取締役の選任決議要件

当社の取締役は、株主総会において選任する旨を定款に定めております。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が
出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および取締役の選任決議は、累積投票によらないもの
とする旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

株主総会における特別決議の定足数の確保を確実にするため、会社法第309条第2項に定める決議
は、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を
定めております。